

事務連絡  
令和6年9月20日

居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所  
地域密着型サービス事業所  
介護予防・日常生活支援総合事業事業所  
管理者 様

大和市健康福祉部  
介護保険課長

### 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化について(通知)

日頃から、本市の介護保険事業の運営について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」により、要介護認定を受ける日以前から継続的に介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)を利用していただいていた居宅要介護被保険者が、要介護認定後も継続して総合事業を利用できるように改正が行われました。

つきましては、大和市でも要介護認定を受ける日以前から継続的に訪問型サービスAを利用していただいていた居宅要介護被保険者が、要介護認定後も継続して訪問型サービスAを利用できるように制度の改正を行いましたので、変更事項についてお知らせします。

事業者各位におかれましては、当該通知等をご確認の上、適切に対応をお願いしたく、従事者等への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、総合事業における対象者の弾力化については、総合事業を実施する市町村ごとに対応が異なることを念のため申し添えます。

#### 【改正内容】

「大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則」  
第5条第1項に次の1号を追加。

(3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日以前に前2号(※1)のいずれかに該当し、前条第1号ア(イ)(※2)に掲げるサービスを受けていたもののうち、要介護認定を受けた日以後も継続的に当該サービスを受けるもの(市長が必要と認める者に限る。)

※1:居宅要支援被保険者及び事業対象者に該当する第1号被保険者

※2:訪問型サービスA

#### 【弾力化の実施日】

令和6年10月1日

#### 【弾力化に該当する利用者】

弾力化に該当する利用者は、次の全てに該当する者です。

- ① 令和6年10月1日以降に要介護の認定を受けた者
- ② 要介護認定を受ける日以前から継続的に訪問型サービスAを利用していただいていた者
- ③ 要介護認定を受ける日以降も継続して訪問型サービスAの利用を希望する者

#### 【参考資料】

- 介護保険最新情報 vol.1242  
「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件」
- 介護保険最新情報 vol.1241  
「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について(通知)

事務担当  
事業者指導係 日比野  
TEL:046(260)5170